

社会福祉法人 にいつ福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

制 定 平成29年3月22日

社会福祉法人 にいつ福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にいつ福祉会（以下「この法人」という。）の平成29年4月1日施行の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 理事長及び理事の各年度の報酬総額は、1,500,000円を超えない範囲とする。

2 全監事の各年度の報酬総額は、500,000円を超えない範囲とする。

3 理事長の報酬額は、別表第1に定める額とする。

4 理事の報酬額は、別表第2に定める額とする。

5 監事の報酬額は、別表第3に定める額とする。

6 評議員の報酬額は、別表第4に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬は、毎月最終の定例業務時に支給する。

- 2 理事、監事及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。ただし、理事会、評議員会等と同日にあわせて法人・施設運営のための業務にあたった場合にあつては、会議の出席に対する報酬のみを支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人に指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が法人・施設運営のための業務にあたった場合は、別に定める役員等費用弁償に関する規程に基づいて、費用を弁償する。

- 2 役員等が出張する場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 3 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の同意を得て、評議員会の決議によって行う。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「社会福祉法人につ福祉会役員報酬規程（平成23年10月1日施行）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表第1（理事長の報酬）

	月 額
定例・定例外業務 理事会等会議への出席	50,000 円

別表第2（理事の報酬）

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表第3（監事の報酬）

	日 額
監事監査・理事会等会議の出席	10,000 円
法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表第4（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	8,000 円
法人・施設業務のための出勤	8,000 円